

記載例3……8月分まで徴収し、残りの税額を普通徴収に切り替える場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

〇〇〇 市(町村)長		住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県×市△△1-2-3																	
令和××年〇〇月△△日提出		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツシヨウジ																	
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事																	
		代表者の職氏名	代表取締役 特徴 太郎																	
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日														
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	140,000		35,600		104,400		××・8・31											
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)																		
生年月日	昭和・平成		50年		1月		1日													
個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
1月1日現在の住所	〇〇県×市△△3-2-1																			
給与の支払を受けなくなった後の住所																				

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者指定番号		12-34567		※市町村ごとに異なります	
宛名番号		1234			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課人事労務係			
	氏名	特徴 花子			
電話	000-000-0000				異動後の未徴収税額の徴収
	(内線 123)				
異動の事由		① 退職 ② 転勤 ③ 普通徴収 ④ 休職・長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ 支払少額・不定期 ⑦ 合併・解散 ⑧ その他 (特別徴収不可)			
		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) ③ 普通徴収 (翌月10日納期分) 理由: 異動の事由のとおり			
※「7. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1	他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者				
2	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する欄にも記載してください。

一括徴収の理由		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。	
1. 異動が令和××年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)		(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)	
2. 異動が令和××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)	
		(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)	
異動者印		↑ 普通徴収税額	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を	
フリガナ		電話	月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称		(内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名			納入書 要 ・ 不要		
法人(個人)番号		受給者番号			

※市町村記入欄

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

3 転勤(転職)等による特別徴収届出書に記載された宛名番号を記載してください。前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

1 黒のボールペン又はブルーのボールペンで記入してください。